

本部顧問弁護士による会員様向け法律相談

● <<本部顧問弁護士>>

東京第一法律事務所 内野令四郎弁護士・若山由佳弁護士

① 法律相談の対象は全正会員とします。

相談料 5,000 円/1 h

業者登録制度における登録業者は年間 3 回まで無料とします。

② 相談の範囲は会員事業に関連するすべてとします。全国で紹介できる弁護士もありますが、現地対応が必要な刑事事件と行政案件、利益相反する案件は除きます。

③ 相談は守秘義務があるため、依頼会員様と弁護士との直接契約とします。(協会は相談内容に関知しません。) 但し、協会は法律事務所からの業務委託を受けて、会員様からの相談受付から相談料の徴収までの業務を代行します。